

霧島市条例第45号

令和4年12月26日

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第258号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「320円」を「380円」に、「3,200円」を「3,800円」に、「6,400円」を「7,600円」に、「590円」を「650円」に、「260円」を「310円」に、「160円」を「140円」に、「210円」を「250円」に、「380円」を「420円」に、「3,800円」を「4,200円」に、「7,600円」を「8,400円」に、「680円」を「750円」に、「又は療育手帳A1」を「療育手帳A1」に改め、「A2」の次に「又は精神障害者保健福祉手帳」を加え、同表備考に次の1号を加える。

- 8 それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。